

## 企 画 総 務 委 員 会 記 録

1 日 時 平成30年5月18日(金)  
午後 1時59分 開会  
午後 2時30分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出 席 委 員 委員長 田 窪 秀 道 副委員長 三 浦 康 司  
委 員 神 野 恭 多 委 員 太 田 嘉 一  
委 員 高 塚 広 義 委 員 藤 田 豊 治  
委 員 加 藤 喜三男

4 欠 席 委 員 なし

5 説明のため出席した者

・副市長 寺 田 政 則  
・企画部

部長 原 一 之 総括次長(地方創生推進監) 佐 藤 博 幸  
次長(総合政策課長) 亀 井 利 行

・総務部

部長 多田羅 弘 総括次長(契約課長) 眞 鍋 育 朗  
次長(税務長、資産税課長) 伊 藤 繁次郎 市民税課長 伊 藤 裕 敏

・経済部

部長 鴻 上 浩 宣  
総括次長(産業戦略監) 赤 尾 禎 司 産業振興課長 高 本 光

・建設部

総括次長(建築住宅課長) 高須賀 健 二

6 議会事務局職員出席者

課 長 飯 尾 誠 二 係 長 美 濃 有 紀

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開 会 午後 1時59分

●田窪委員長：開会挨拶

○美濃係長：担当書記挨拶

●田窪委員長：これより副委員長の互選を行う。副委員長の互選は、指名推選により行いたいと思う。

これに御異議ないか。

[異議なし]

●田窪委員長：御異議なしと認め、指名推薦により行う。指名の方法については、私から指名したいと思うが、これに御異議ないか。

[異議なし]

●田窪委員長：御異議なしと認め、副委員長に三浦康司委員を指名する。ただいまの指名に御異議ないか。

[異議なし]

●田窪委員長：御異議なしと認める。よって三浦康司委員が副委員長に当選された。ただいま副委員長に当選された三浦康司委員がここにおられるので、会議規則第127条の規定に基づき、同規則第31条第2項の規定を準用し、本席から告知をする。副委員長に当選された三浦康司委員から挨拶がある。

○三浦副委員長：副委員長就任挨拶

●田窪委員長：次に、委員席を決めたいと思う。委員席をどのようにするか。（「これでいい」「着席のまま」と呼ぶ者あり）

●田窪委員長：それでは委員席は、現在の着席のとおり決定する。

休憩 午後2時02分 / 再開 午後2時03分

○寺田副市長：挨拶

## ◎総務部関係（総務部その他関係者）

### ◇議案第47号 工事請負契約の変更について

○堀契約課長：説明（契約変更内容）

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：説明（変更理由）

< 質 疑 >

●高塚委員：周辺住民への安全対策ということで、遅延になった理由はわかるが、治良丸南団地1号棟の実績を踏まえて工期の設定をしたと思う。どこでどうなったのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：御指摘のように階数、規模、構造も同じ1号棟を施工した。その施工期間を考慮して2号棟の施工期間を設定したが、1号棟建設の時は付近住民に通学・下校時間帯の車両の通行については、我慢をさせていただいていた。それがまた同じように2号棟の工事が始まったので現場に申し出があり、建築住宅課から業者に指示、協議をして、コンクリート打設工事を土日に限定した事情がある。

●高塚委員：鉄筋工等の不足と伺ったが、1号棟のときより減っているのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：オリンピック等により全ての工種において人が集まりにくい、鉄筋工、型枠工については1号棟のときから集まりにくかった。1号棟のときと比べて今回が特に厳しくなったということはないが、引き続き厳しい状況が続いている。

●加藤委員：それは発注した時からわかっていたような気がする。発注するときに、工期は間違いはないかと聞いたら大丈夫だということでスタートした。今、公共工事で、庁舎の玄関前もそうだが、あまりにも工期の観念がなさすぎるので、発注した後工事をどこまで見ているのかと思う。建築住宅課の人間が足りずにチェックできなかったと言うと思うが、それならもっと検査できる人をふやさなければ、今の状態ではずっと同じことになると思う。あかがねミュージアムのときから言っているが、発注者側が現場に行ってみなければ、どうにもならないと思う。あまりにも現場に行く回数が少ないと思うが、その辺りはどう思うのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：建築住宅課の技術者がなかなかふえないのが現状であり、

ここ一、二年で建築士の資格を持った者が2名ふえたが、数年来募集してもなかなか集まらず、技術者が不足しているのは痛感している。今回も前回もそうだが、適正な工期が設定できていたか、工事の監理が適切に行われていたかについては、十分反省し、今後気を付けたい。

●太田委員：工期の設定については非常に難しいものがあり、加藤委員が言われたとおり甘い部分もあるが、入札してから工事にかかるまでに1カ月かかる。これは提出書類がたくさんあり、工事の準備期間である。また、工事が終わってから変更設計して変更金額を出し、その工事をすませて検査を受けるので、工事が終わってから最低1ヶ月かかる。特に庁舎前の土木工事のようなものは、1カ月でも足りない。間違いなく設計どおりのものはできないので、一度つくって、変更設計をして金額を出し、工事をしないといけない部分が出てくる。それを想定した上での工期設定はできないので、あらかじめ長目に設定することはできない。そういう事情を議員も理解しないといけないが、市も何か対策をとらないといけない。やはり工期内でおさまるような努力をしてもらわないといけないし、そういう査定をしてもらわないといけないと思う。また、鉄筋工や職人が少ないというのは日本全国そうなので、それは言い訳にしないように。そして、一つ危惧するのは、平日にコンクリートを打設できなかったということである。そういうことをすると、大きな仕事はできなくなる。工事をとったときに地元の学校やPTAとよく打ち合わせをして問題のないように。例えば月、水、金はやめるといようなことならともかく、土、日でないとコンクリートを打設できないということはすべきでないと思う。そして、土、日にコンクリートを打設できるのに、何カ月も遅れるというのは言い訳に過ぎないと思う。工期が杜撰なのは最近目に付く。

●加藤委員：最後の書類が1カ月半もかかるというなら、もう少し簡素にすることも考えないといけないだろうし、最初からそういう工期を設定しないといけない。今回の工事は、業者は5月31日までにするつもりで受けたのだから、書類ができないので7月31日までかかるというのはおかしいと思う。太田委員から初めて聞いたが、そういうことがあるのなら、プロである市がどうなっているかを見ていないといけないと思う。もう少し皆さんに工期の観念を持ってもらうようにしないと、毎回こういうことを言わないといけない。お願いします。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第48号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤総務部次長（税務長、資産税課長）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午後 2時30分 閉会

## 企画総務委員会付託案件表

平成30年5月18日

### ○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第47号 工事請負契約の変更について

議案第48号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について